

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号） 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第1章～第6章の2 （省略）</p> <p>第7章 雑則（第75条—<u>第76条の5</u>）</p> <p>第8章・附則 （省略）</p> <p>第1条～第55条 （省略）</p> <p>（映写室）</p> <p>第56条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画しなければならない。ただし、映写室の映写のために必要な1平方メートル以内の開口部（<u>令第112条第10項</u>の規定により法第2条第9号の2ロに規定する防火設備としなければならないものを除く。）にあつては、不燃材料によることができる。</p> <p>第57条～第76条の3 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（階避難安全検証法を行う建築物の階に対する基準の適用）</u></p> <p><u>第76条の4</u> 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章の2 （現行のとおり）</p> <p>第7章 雑則（第75条—<u>第76条の6</u>）</p> <p>第8章・附則 （現行のとおり）</p> <p>第1条～第55条 （現行のとおり）</p> <p>（映写室）</p> <p>第56条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画しなければならない。ただし、映写室の映写のために必要な1平方メートル以内の開口部（<u>令第112条第11項</u>の規定により法第2条第9号の2ロに規定する防火設備としなければならないものを除く。）にあつては、不燃材料によることができる。</p> <p>第57条～第76条の3 （現行のとおり）</p> <p><u>（避難上の安全の検証を行う建築物の区画部分に対する制限の特例）</u></p> <p><u>第76条の4</u> 建築物（主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）の令第128条の6第1項に規定する区画部分のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、<u>第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例）</u></p> <p><u>第76条の5</u> 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第</p>	<p></p> <p>規定整備</p> <p></p> <p>規定整備</p> <p></p> <p>区画避難安全 検証法等による区画部分に係る制限の緩和</p> <p>規定整備（見出しの修正及び条の繰下げ）</p>

<p>26条第1項及び第2項、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第51条まで、第54条並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p><u>(全館避難安全検証法を行う建築物に対する基準の適用)</u></p>	<p>26条第1項及び第2項、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第51条まで、第54条並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p><u>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例)</u></p>	
<p><u>第76条の5</u> 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）で、当該建築物が令第129条の2第2項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、<u>同条第3項</u>に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項、第41条第1号、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第54条まで並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><u>第76条の6</u> 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）で、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、<u>同条第4項</u>に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項、第41条第1号、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第54条まで並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>規定整備（見出しの修正、条の繰下げ及び平成28年政令第6号によって生じた条項ずれの整備）</p>